

取次申請 報酬額表

行政書士法第10条の2 第1、2項に基づく報酬額表

下記報酬金額には消費税が含まれております。

相談料

相談料（1時間）	5,000円
----------	--------

在留資格認定証明書交付申請

日本人の配偶者等 永住者の配偶者等および定住者	50,000円
家族滞在	50,000円
技術・人文知識・国際業務	100,000円
経営・管理	150,000円
高度専門職	150,000円
特定技能1号	100,000円
特定技能1号で同一法人における同時申請の場合 2人目以降1人につき	50,000円

在留期間更新許可申請

日本人の配偶者等 永住者の配偶者等および定住者	30,000円
家族滞在	30,000円
技術・人文知識・国際業務	50,000円
経営・管理	70,000円
※現在の期間中に転職がある場合	70,000円
特定技能1号	50,000円
特定技能1号で同一法人における同時申請の場合 2人目以降1人につき	30,000円

在留資格変更許可申請

日本人の配偶者等 永住者の配偶者等および定住者	70,000円
家族滞在	50,000円
技術・人文知識・国際業務	100,000円
経営・管理	150,000円
高度専門職第1号・第2号、特定活動	100,000円

永住許可申請

永住許可申請	150,000円
ご家族一名追加につき	50,000円

帰化申請

帰化申請	150,000円
------	----------

再入国許可申請

再入国許可申請	30,000円
外国人登録証から在留カードへの交付申請	10,000円

特定技能1号関連業務（外国人登録支援機関としての業務）

在留資格認定証明書交付申請	100,000円
同一法人における同時申請の場合 2人目以降1人につき	50,000円

在留資格変更許可申請	70,000 円
同一法人における同時申請の場合 2 人目以降 1 人につき	30,000 円
特定技能 1 号外国人支援計画作成サポート業務	100,000 円
特定支援機関業務（完全業務委託）	毎月 150,000 円
特定支援機関業務（完全業務委託） 2 人目以降 1 人につき	毎月 50,000 円
生活ガイダンスの実施	200,000 円

その他文書作成

理由書、契約書、嘆願書などの作成（1 ページ）	30,000 円
事業計画書作成	50,000 円

その他の事項

1. 上記金額は基本料金です。手続きの難易度によっては報酬額が変わる場合もあります。あらかじめご了承ください。
2. 上記の報酬額には申請に必要な証明書類の取得費用は含まれておりません。取得費用は実費お客様のご負担となります。
3. 提出書類に関しては日本語での提出が必要となります。翻訳が必要となる場合の翻訳にかかる費用は実費としてお客様のご負担となります。
4. 行政書士業務に対する報酬については所得税法上源泉徴収税は発生いたしません。（所得税法第 204 条第 1 項第 2 号、第 225 条第 1 項第 3 号、所得税法施行令第 320 条第 2 項）なお、講演会報酬については源泉徴収が発生する場合もございますので税務署にご確認ください。
5. 申請に必要な収入印紙等の費用はお客様のご負担となります。
6. ご自身で申請し、不許可、失敗したケースの再申請の場合には、上記報酬額とは別に 55,000 円（消費税込）を追加請求させていただきます。
7. 上記以外の業務に関しましては、類似の業務の報酬額を参考にして請求させていただきます。

令和 4 年 月 日

岩手県行政書士会会員
行政書士 富岡 新一

職印

行政書士法施行規則第 3 条の 2 日本行政書士会連合会の定める基本様式